

令和 4 年 1 月 2 5 日

関係団体の長 殿

山口労働基準監督署長

死亡災害撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

山口労働基準監督署管内（山口市・防府市・旧秋芳町・旧美東町）の労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成 26 年からは再び増加に転じており、令和 3 年の休業 4 日以上死傷者数は、令和 3 年 12 月末速報値において 319 人（うち新型コロナウイルス感染症によるもの 20 人）と前年同期の 291 人から増加しています。

さらに、昨年 12 月 1 日から取り組んでいただいている「年末年始無災害運動」期間中に、テーブルリフターに胸部を挟まれる、段ボール圧着機に頭部を挟まれるといった死亡災害が立て続けに発生し、2 名が死亡しています。

本年は、第 13 次労働災害防止対策推進計画（以下、「13 次防」という。）の最終年となっていますが、最近発生した重篤な災害の要因をみると、作業方法が把握されておらず安全な作業手順が確立されていないもの、非定常作業におけるリスクアセスメントが不十分なものが見られ、このまま推移すれば、13 次防の目標である令和 4 年における死傷者数 311 人（死亡 1 人未満）の達成は極めて難しいと判断され、憂慮すべき事態となっています。

つきましては、死亡災害の撲滅を図り、労働災害の発生に歯止めをかけるため、労働災害防止対策の徹底を要請いたしますので、貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取り組みを強化いただくとともに、同封の挟まれ・巻き込まれ災害の防止に関する資料を参考とし、特に下記の実施について、傘下の会員事業場へ周知いただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

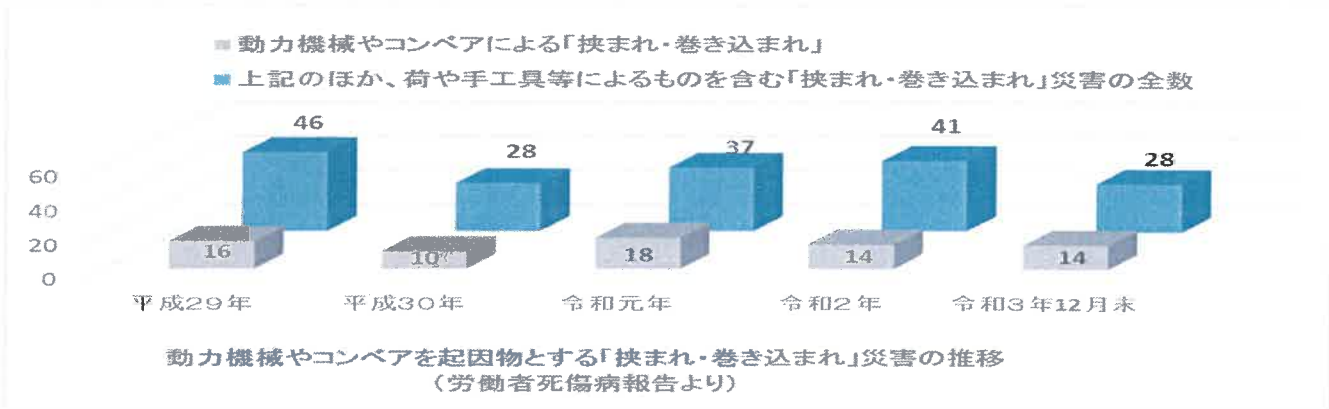
記

（1）作業方法の把握、（2）定常作業における安全な作業手順の確立、（3）非定常作業における十分なリスクアセスメントに基づく作業指示、（4）それら作業手順及び作業指示の遵守 がなされているか確認すること

# 重篤な機械への挟まれ・巻き込まれ災害が発生しています！

山口労働基準監督署

山口労働基準監督署管内の事業場における令和3年の労働災害発生件数（休業4日以上）は、令和4年1月末現在で319件と昨年同時期と比較して28件（約1割）増加しています。



また、平成29年から令和3年12月末までの5年間で「挟まれ・巻き込まれ」災害は180件（うち4件は死亡災害）発生（そのうち動力機械やコンベアを起因物とする休業4日以上「挟まれ・巻き込まれ」災害は72件）しています。

過去からの「挟まれ・巻き込まれ」災害の特徴として、機械や製品等の異常・異音等を確認するために、咄嗟に（又は何気なく）普段立ち入らない箇所に立ち入ったり、身体を近づけたりして被災する事例が多く見受けられます。

特に、機械の調整作業は作業頻度が少ないため作業が不慣れであったり、また生産再開を急いだりすることから、**安全対策がおろそかになりがち**です。

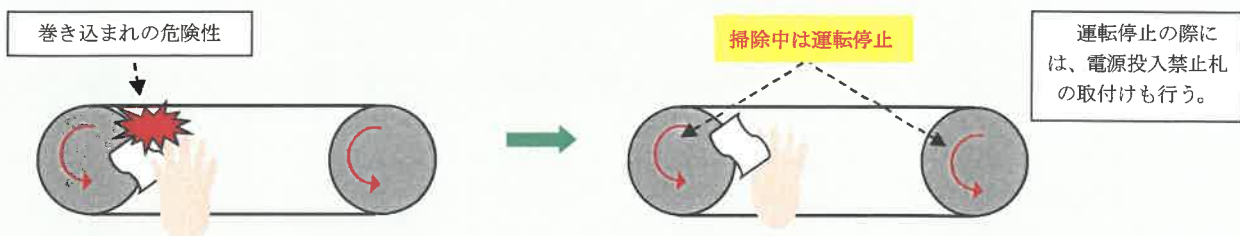
以上を踏まえ、**動力機械等による「挟まれ・巻き込まれ」災害の撲滅のための実施事項**をとりまとめましたので、事業場内の機械設備の状態及びその作業方法等をご確認のうえ取組を行っていただきますようお願いいたします。

## 発生状況から認められた災害発生原因

- ☑ 機械や製品等の異常・異音等を確認する又は機械の調整にあたり、挟まれる又は巻き込まれるおそれがあるにもかかわらず、機械の運転を停止していなかった。
- ☑ 巻き込まれのおそれのある箇所に覆いを設けていなかった。
- ☑ 挟まれるおそれのある箇所に立ち入る際に、機械の可動範囲を制限するストッパーの設置又は機械の可動部の落下防止対策等を講じていなかった。
- ☑ 巻き込まれのおそれのある箇所に覆いを設けていたが、身体が入る隙間が生じていた。
- ☑ ストローク端と物の間に挟まれるおそれがあるにもかかわらず、立入禁止のための柵や、立入禁止箇所に立ち入った場合に、機械の運転を停止させるエリアセンサーを設置していなかった。

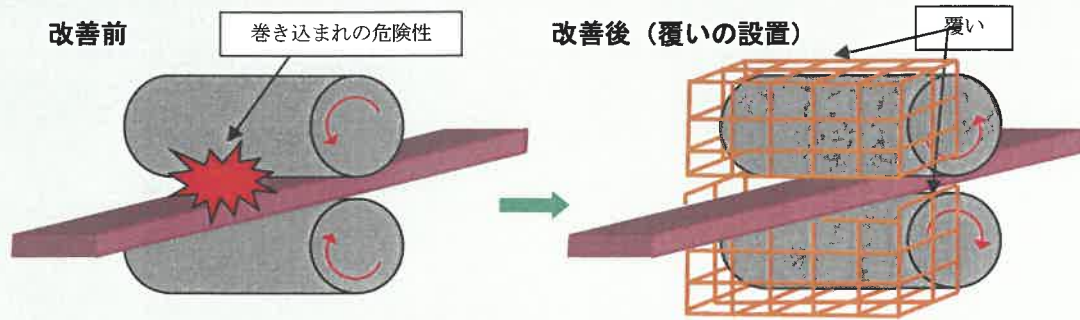
## 災害防止のポイント<巻き込まれ災害>

- ☑ 機械や製品等の異常や異音を確認する場合、機械のそうじや点検等を行う場合には、機械の運転を停止する。
- ☑ 第三者が誤って当該機械の運転を再開することがないように、起動装置に錠を掛けたり、運転中止の表示を取り付けるなどの措置を講じる。
- ☑ 機械の運転をしなければこれらの作業を行うことができない場合には、危険な箇所に覆いを設ける又は十分な長さの用具を使用するなどの措置を講じる。



- ☑ 通常の作業または通行の際に挟まれたり、巻き込まれたりするおそれのある箇所には覆い等を設ける。

### <ローラー部分>



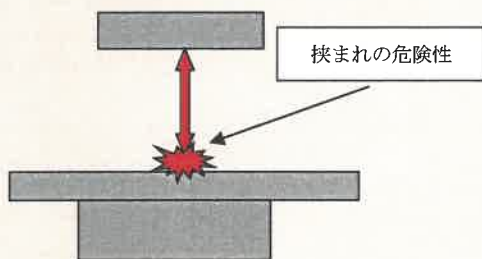
### <ベルト部分>



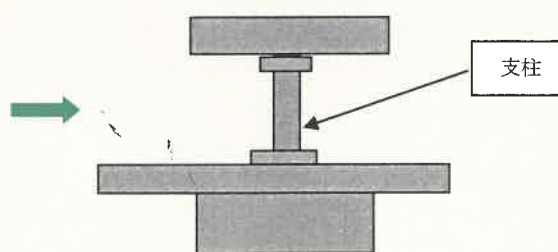
## 災害防止のポイント<挟まれ災害>

- ☑ 物体が落下することにより危険を及ぼすおそれのある場合は (1) 物体落下防止の設備を設ける。(2) 立入禁止区域を設定する。などの措置を講じる。

### 改善前

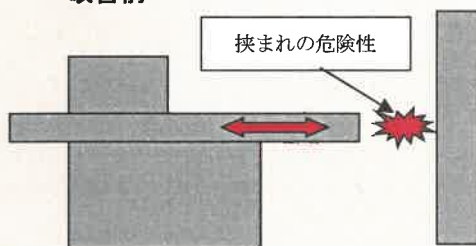


### 改善後 (支柱の設置)

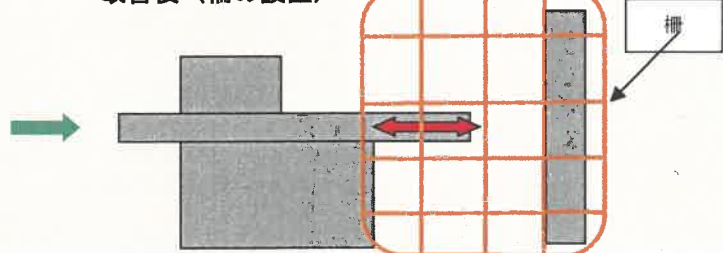


- ☑ 機械のストローク端と物の間に挟まれるおそれのある箇所に、覆いや柵等を設ける。

### 改善前



### 改善後 (柵の設置)



## 取り組んでいただきたい事項

- ステップ 1 (洗い出し) 作業場内に、ローラーやベルト部分、ストローク端等の「挟まれ・巻き込まれ」のおそれのある箇所がないか、洗い出しの実施 (機械や製品等の異常・異音等を確認する際に機械の運転を確実に停止していないなどの不安全行動を含む。)
- ステップ 2 (措置) 「挟まれ・巻き込まれ」のおそれのある箇所への覆い等の具体策の策定と措置の実施 (対象箇所が多い場合には、優先順位を考慮した設置計画を策定)
- ステップ 3 (検証) 措置後の残存リスクの再検証
- ステップ 4 (定着確認) 措置に応じて定めた作業手順の遵守状況の確認 (作業手順は安全対策を十分検討したうえで決定し、関係者に周知徹底し、「知らなかった」という方がいないようにする。)